

教職員の皆様

ベビーシッター利用補助制度は

とっても便利な制度です！！



【対象者】

- ・本学の社会保険及び公立学校共済組合に加入する本学教職員（非常勤職員を含む）のうち、配偶者の就労等、サービスを必要としている者
- ※本学教職員が産休・育休中など職場復帰を前提とした休職期間中も利用可
- ※県からの派遣職員は、本制度を利用できません。
- ☆全国保育サービス協会が指定する事業者と事前に利用契約を締結してください。

【対象児童】

- ・0歳～小学校3年生
- （身体障害者手帳等の交付を受けている場合等は小学校6年生まで）
- ☆多胎児分割引券の取扱いもあります。詳細は下記の問い合わせ先にご確認ください。

【割引金額】

- ・割引券は、1日（回）対象児童1人につき2枚、1か月に1家庭24枚まで利用可能
- 割引券1枚当たりの割引金額は、2,200円。

【ご利用例】

- ①保育園などへのお迎えと自宅での食事・入浴・就寝等のお世話
 - ②小学校の下校後または学童保育終了後の自宅でのお世話
 - ③お子さんの病気・回復時（保育園などに登園できない場合）のお世話
- 上記のご利用等は補助制度の対象となりますので、ご検討ください。



☆割引券発行には手続き上、お時間をいただきますので、余裕をもってお申込みください。特に、多胎児分に関しては、発行までにかなりの時間を要します。ベビーシッター利用補助制度の利用をご希望の方、制度についてのご質問は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

☆問い合わせ先☆

本部総務人事課 担当：岩崎

TEL：078-794-6585 （内線：2518）

E-Mail：noriko_iwasaki@ofc.u-hyogo.ac.jp